

福岡市研究開発型スタートアップ成長支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市研究開発型スタートアップ成長支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、将来的に福岡市の経済をけん引する独自技術を持った研究開発型スタートアップ企業に対し、事業の推進に係る経費等を助成することにより、更なる成長を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業者を除く。）をいう。
- (2) 大企業 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社をいう。
- (3) 創業 個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
- (4) 創業日 会社の設立の日をいう。
- (5) 研究開発型スタートアップ企業 大学等が取得した特許（出願中又は出願予定を含む。）を基に創業した中小企業者をいう。
- (6) 大学等 大学等とは国公立私立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、福岡市産業の国際競争力強化や雇用の拡大に寄与し、社会課題の解決に資する等、優れた事業と認められるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、食糧費等は、補助対象経費から除外するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の10分の10又は200万円のうち、いずれか低い額を上限とし、市の予算の範囲内で市長が適当と認めた額とする。

(補助対象者)

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 研究開発型スタートアップ企業であること。

- (2) 補助金の交付の決定を受けた年度の初日に、創業から5年を経過していないこと。
- (3) 本社を福岡市内に置き、将来に渡って福岡市で事業継続する意思を有すること。
- (4) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。ただし市税の徴収猶予の特例制度等の対象となる者を除く。
- (5) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助対象外とする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

（補助対象期間）

第8条 補助の対象期間は、創業日、福岡市内に本社を設けた日又は補助金の交付の決定を受けた年度の初日のいずれか遅い日から当該年度の3月31日までとする。

（事業認定の申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、その者が創業した事業若しくは創業を予定している事業が第2条に規定する目的に適合し、第4条及び第7条に規定する要件を満たしていることの認定（以下「事業認定」という。）を市長より受けなければならない。

2 事業認定を受ける者は公募により募集する。

3 事業認定を受けようとする者は、市長に対して、市長が定める期日までに、次に掲げる書類を添えて申請（以下「事業認定申請」という。）しなければならない。

- (1) 事業認定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（事業の認定）

第10条 市長は、事業認定の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査する。

2 市長は、前項の申請が第2条の目的に適合し、補助金を交付すべきものと認めたときは、その旨を様式第2号により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請が第2条の目的に適合せず、補助金を交付することが不相当と認めたときは、その旨を様式第3号により申請者に通知するものとする。

（事業の変更認定）

第11条 前条により事業認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が、当該認定に係る事業（以下「認定事業」という。）を変更しようとするときは、様式第4号を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請が承認すべきものと認めたときは、その旨を様式第5号により当該認定事業者に通ずるものとする。

（認定の取消し）

第12条 市長は、認定事業者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、第10条による事業認定を取り消し、その旨を様式第6号により当該認定事業者に通ずるものとする。

- (1) 認定事業を取り止めたとき。

- (2) 虚偽の申請その他不正な行為を行ったとき。
- (3) 認定事業者（法人の場合は役員等）が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。

（補助金の交付申請）

第13条 認定事業者は、市長に対し、市長が定める期日までに、次に掲げる書類を添えて、補助金の交付の申請を行わなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第7号）
- (2) 補助対象経費収支予算書（様式第8号）
- (3) 役員名簿
- (4) 履歴事項全部証明書
- (5) 定款、規約等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により市長が定めた期日までに補助金の交付の申請を行わなかった認定事業者は、補助金の交付を辞退したものとみなす。

（補助金の交付の決定）

第14条 市長は、前条による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべき認定事業と認めたときは、すみやかにその決定の内容およびこれに付した条件を様式第9号により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により補助金を交付することが不相当と認められたときは、すみやかにその旨を様式第10号により申請者に通知するものとする。

（決定事業の変更認定）

第15条 前条第1項に規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、当該決定に係る事業（以下「決定事業」という。）を変更しようとするときは、様式第11号により市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請が承認すべきものと認めたときは、当該交付決定者にその旨を様式第12号により通知するものとする。

（事業の実績報告）

第16条 交付決定者が決定事業の実績を報告するに当たっては、市長に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実績報告書（様式第13号）
- (2) 補助対象経費収支決算書（様式第14号）
- (3) 補助対象経費の支払い実績がわかる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、当該決定を受けた日の属する市の会計年度が終了する日までに行わなければならない。

3 前項の規定に関わらず、決定事業が完了したときは当該完了した日から起算して1月以内に第1項の報告を行わなければならない。

（補助金の額の確定等）

第17条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を様式第15号により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第18条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(暴力団の排除)

第19条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請を行う認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助金の交付の申請を行う認定事業者に対し役員の名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(決定の取消し)

第20条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 決定事業を取り止めたとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為を行ったと認められるとき。
- (3) 第4条及び第7条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。
- (4) 第12条の規定により事業認定を取り消したとき。
- (5) 第19条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令、条例及び規則に基づく市長の処分又は命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を様式第16号により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第21条 市長は、前条により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の当該取消しに係る額の返還を命じるものとする。

(立入検査等)

第22条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象者に報告させ又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(状況報告)

第 23 条 市長は、交付決定者に対し、決定事業の進捗状況等について補助金交付決定を受けた当該年度から 5 年間は報告を求めることができる。

(規定外の事項)

第 24 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(経過措置)

3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。なお、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もその効力を有する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(経過措置)

3 令和 3 年 3 月 31 日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。

(別表) 補助対象経費

費用区分	内容
(1) 大学等に帰属する特許の使用料	・ 特許使用料 等
(2) 創業後、法人において新たに取得する特許の出願、維持にかかる経費	・ 出願手数料 ・ 特許（登録）料 ・ 名義変更手数料，更新手数料等 ・ 出願，維持にかかる専門家利用料 等
(3) 資金調達や事業提携を目的として，商談のために展示会等に出展する際に要する経費	・ 資金調達や事業提携を目的とした展示会出展及びイベント参加等にかかる小間料及び参加費 ・ 交通費，宿泊費等の出展にかかる旅費 等
(4) 人件費	・ 費用区分(1) (2) () にかかる時間に対応する直接人件費 ・ 経理事務に従事する場合の時間に対応する直接人件費 等
(5) その他，事業を推進し，更なる成長のために必要な経費	・ ただし交際費，慶弔費，懇親会費，食糧費等は，補助対象経費から除外。